



平成 26 年 2 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 C E O 尾山 基
(コード番号: 7936 東証第 1 部)
問合せ先 取締役執行役員 加藤 勲
TEL. (078)-303-2213

2019 年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

株式会社アシックス（以下「当社」といいます。）は、平成26年2月13日開催の取締役会において、2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記の通りお知らせいたします。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社は、昭和 24 年に創業し、スポーツを通じて青少年の健全な育成に貢献するという願いのもと、創業以来お客様の求めるものを徹底的に追求し、世界中のスポーツ選手、スポーツを愛する全ての人々、健康を願う人々に、スポーツシューズを中心に付加価値の高い、高機能・高品質の商品を提供しております。

現在、当社グループは、グローバル規模での持続的成長を志向した中期経営計画『アシックス・グロース・プラン2015（以下「AGP2015」といいます。）』を掲げ、「グループ全体で、お客様起点の活動を強化する」という基本方針のもと、基本戦略としてアスレチックスポーツ事業領域、スポーツライフスタイル事業領域、健康快適事業領域という三つの事業領域（ビジネスドメイン）において、革新的な価値の提供とお客様ニーズ対応の融合（製品戦略）、グローバル組織の構築（組織戦略）を核とした事業戦略を遂行しております。

今後、当社グループを取り巻くスポーツ用品業界は、健康志向によるスポーツへの関心の高まりやランニングブーム、さらには新興国市場の拡大を背景に、引き続き堅調に推移すると予想され、このような情勢のもと、当社グループは、AGP2015に基づき、世界本社機能の更なる強化、世界最大市場である北米と高成長市場である新興国での事業拡大及び日本事業の強化・拡大に取り組み、グローバル化が進展する経営環境に即応し、持続的な成長に努めております。

こうした中、当社グループの企業価値を最大化させる目的の一環として、平成25年11月6日付で「当社子会社であるアシックス商事株式会社（証券コード9814）株券に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」を公表しており、株式交換の効力発生を遅くとも平成26年4月頃を目処に設定し、アシックス商事株式会社を完全子会社化することを予定しております。

このように、現在当社グループでは持続的な成長及び企業価値向上に向けた様々な取り組みを進めておりますが、上記成長戦略の更なる推進及びそれに伴う資金の確保と財務基盤の一層の安定化を図るた

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

め、本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、以下に充当することを予定しております。

- ① 米州、欧州、日本、東アジア、オセアニア、東南アジアにおける直営店舗の拡大に向けた出店資金として2017年3月までに約150億円。
- ② 世界本社機能における研究開発の強化のため、スポーツ工学研究所の増改築資金として2015年3月までに約17億円、デザイン開発の強化のための人員増加に対応するため、本社ビル隣地の購入及び新館の建設資金として2016年3月までに約33億円。
- ③ 世界本社機能の強化及びグローバルな事業展開の支援のための基幹システム開発投資資金として2017年3月までに約40億円。
- ④ 米国ミシシッピ州の物流センターの拡大のための設備投資資金として2017年3月までに約20億円。
- ⑤ 有利子負債の返済資金として40億円（2016年3月に償還期限が到来する第7回無担保社債50億円、第8回無担保社債30億円及び第9回無担保社債30億円の合計110億円の内40億円）。

【本スキーム（新株予約権付社債発行）の狙い】

本新株予約権付社債は、5年という中期年限の社債をゼロ・クーポンで発行することにより、当社にとって社債としての金利負担が無く、資金調達コストの最小化が図られるため、持続的な成長に向けた戦略的投資を低コストで支えることが可能となります。

また、本新株予約権付社債は、時価を上回る転換価格を設定することで、発行後の一株当たり利益の希薄化を極力抑制する効果が期待されます。

さらに、本新株予約権付社債には、転換制限条項及び取得条項（額面現金決済型）を設定し、株式への転換による希薄化の影響を抑制することで既存株主の皆様に配慮した設計となっております。

【130%転換制限条項について】

株価が転換価額の一定水準を一定期間上回らない限り、投資家が新株予約権を行使できない条項をいいます。本新株予約権付社債においては原則として、各四半期の最終30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、本新株予約権付社債権者は翌四半期において新株予約権を行使することができます。ただし、2018年11月30日以降は、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

【取得条項（額面現金決済型）について】

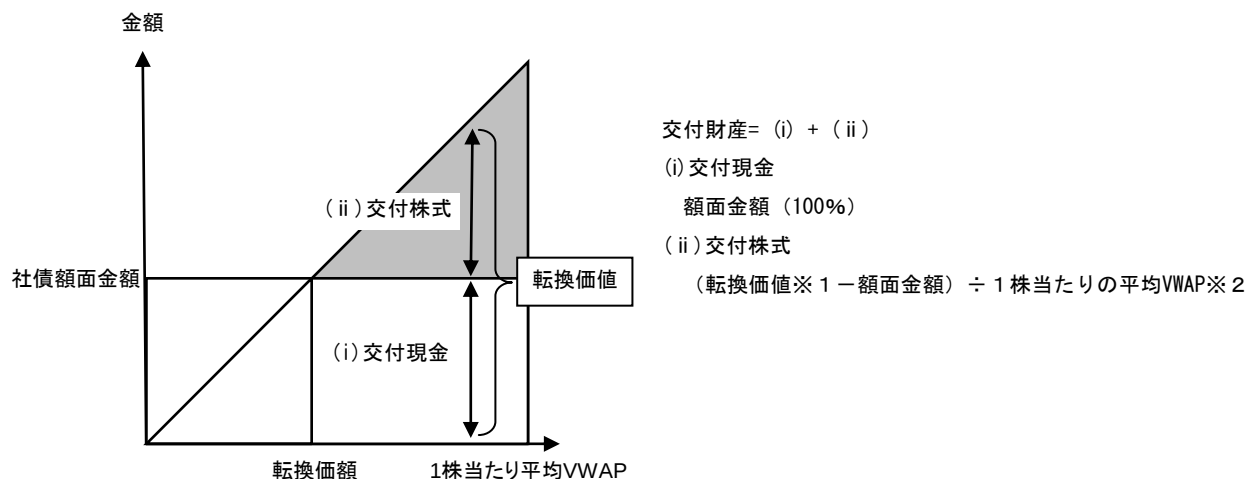
本新株予約権付社債には、当社が下記(i)、(ii)の財産の交付と引き換えに本新株予約権付社債を取得する権利が当社に付与されます。当社が今回採用した取得条項（額面現金決済型）では、当社は、自己の裁量により、2018年11月1日以降、一定期間の事前通知を行った上で、本新株予約権付社債につき(i)額面金額相当額の金銭及び(ii)転換価値(※1)から当該社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(※2)で除して得られる数の当社普通株式を交付財産

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

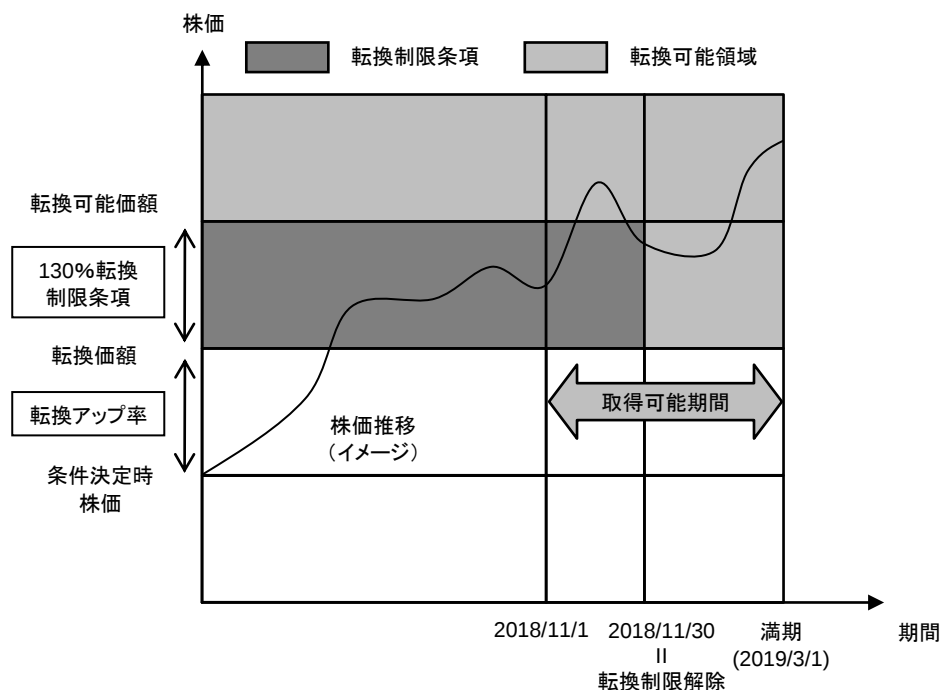
として、残存する本新株予約権付社債の全部を取得することができます。

- ・ 転換価値(※1)：(額面金額÷最終日転換価額) × 1株当たり平均VWAP
- ・ 最終日転換価額：1株当たり平均VWAPの計算期間の最終日の転換価額
- ・ 1株当たり平均VWAP(※2)：当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

(ご参考) 取得条項(額面現金決済型)のイメージ



下図は、本新株予約権付社債について、転換制限条項と取得条項(額面現金決済型)の両方を考慮した上で、転換可能な時期と株価の関係を示す概念図です。



※株価変動はイメージであり、当社の株価の動きを予測又は保証するものではありません。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

記

1. 社債の名称

株式会社アシックス2019年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.5%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日及び発行日

2014年3月3日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Nomura International plc及びMorgan Stanley & Co. International plcを共同ブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の103.0%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（4）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

3,000個及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7（8）に定義する。）の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円で除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2014年3月3日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に關して当社と上記5（1）記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日にお

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ける株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、本新株予約権付社債の要項に従い、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 新株予約権を行使することができる期間

2014年3月17日から2019年2月15日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7（4）記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、下記7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7（5）記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は下記7（6）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③下記7（7）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2019年2月15日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、下記7（5）記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知（下記7（5）に定義する。）の翌日から取得期日（下記7（5）に定義する。以下同じ。）までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（下記7（4）（ハ）に定義する。以下同じ。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（7）その他の新株予約権の行使の条件

（イ）各本新株予約権の一部行使はできない。

（ロ）2018年11月30日（但し、当日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期（1暦年を3ヶ月に区切った期間をいう。以下、本（ロ）において同じ。）の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2018年10月1日に開始する四半期に関しては、2018年11月29日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本（ロ）記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間は適用されない。

①当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7（4）記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、下記7（4）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

②当社が組織再編等を行うにあたり、上記（6）記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日（同日を含む。）から当該組織再編等の効力発生日（同日を含む。）までの期間

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

（8）当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（i）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ii）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（iii）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された社債を下記7(5)と同様に取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2019年3月1日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(イ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 税制変更による繰上償還

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社へ了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。但し、当社が下記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は下記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後本(ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のパリティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の190%とする（但し、償還日が2019年2月16日から2019年2月28日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii) 当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、(iv) 公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の190%とする。但し、償還日が2019年2月16日から2019年2月28日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。）で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(二)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該60日間の最終日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は撤回することができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(二)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

り前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の190%とする。但し、償還日が2019年2月16日から2019年2月28日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(5) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2018年11月1日以降、本新株予約権付社債権者に対して、取得期日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。)することができる。この場合、当社は、取得期日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産(以下に定義する。)を交付する。

当社による本(5)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が取得期日において株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。当社は、本(5)により本新株予約権付社債を取得した際に、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却する。

また、当社が上記(4)(イ)若しくは(ロ)に従った繰上償還の通知を行った場合、上記(4)(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(4)(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合、当社は、以後本(5)に基づく取得通知を行うことはできない。

「取得期日」とは、取得通知に定められた取得の期日をいい、取得通知の日から60日以上75日以内の日とする。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(i)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(ii)転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり平均VWAP」とは、当社が取得通知をした日の翌日から5取引日目の日に始まる20連続取引日(以下「関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。当該関係VWAP期間中に上記6(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり平均VWAPも適宜調整される。

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1\text{株当たり平均VWAP}$$

上記算式において「最終日転換価額」とは、関係VWAP期間の最終日の転換価額をいう。

(6) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(7) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合において、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときは、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(8) 新株予約権付社債の券面の様式

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(9) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(10) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd., London Branch（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(11) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

Union Bank, N.A.

(12) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(13) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社株式に関する安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債発行による発行手取金は、以下に充当することを予定しております。

- ① 米州、欧州、日本、東アジア、オセアニア、東南アジアにおける直営店舗の拡大に向けた出店資金として2017年3月までに約150億円。
- ② 世界本社機能における研究開発の強化のため、スポーツ工学研究所の増改築資金として2015年3月までに約17億円、デザイン開発の強化のための人員増加に対応するため、本社ビル隣地の購入及び新館の建設資金として2016年3月までに約33億円。
- ③ 世界本社機能の強化及びグローバルな事業展開の支援のための基幹システム開発投資資金として2017年3月までに約40億円。
- ④ 米国ミシシッピ州の物流センターの拡大のための設備投資資金として2017年3月までに約20億円。
- ⑤ 有利子負債の返済資金として40億円(2016年3月に償還期限が到来する第7回無担保社債50億円、第8回無担保社債30億円及び第9回無担保社債30億円の合計110億円の内40億円)。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の配当方針につきましては、株主に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして認識し、配当につきましては、収益状況に応じて行うことを基本とし、企業体質の強化と今後の事業展開等も勘案して実施することを基本に、特別な要素を除いて、連結当期純利益の概ね20%を配当原資とすることを基本方針としております。

当社は、「取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。」旨定款に定めておりますが、当面、配当金は年1回期末に、定時株主総会に上程し決議を得て行うこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

配当決定に際しては、上記方針に基づき、経営環境並びに業績等を勘案して決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

上記2(1)をご参照ください。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	58.26円	66.55円	72.65円
1株当たり年間配当金 (1株当たり中間配当金)	10.00円 (－)	12.00円 (－)	12.00円 (－)
実績配当性向	50.7%	33.2%	25.1%
自己資本連結当期純利益率	11.1%	12.2%	11.6%
連結純資産配当率	1.9%	2.2%	1.9%

- (注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本（連結純資産合計額から少数株主持分を控除した額の期首と期末の平均）で除した数値です。
2. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり自己資本（連結純資産合計額から少数株主持分を控除した額の期首と期末の平均）で除した数値です。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	927円	1,128円	937円	1,570円
高 値	1,180円	1,268円	1,710円	1,939円
安 値	755円	769円	775円	1,322円
終 値	1,112円	936円	1,576円	1,862円
株 価 収 益 率	19.1倍	14.1倍	21.7倍	－

- (注) 1. 平成26年3月期の株価については、平成26年2月12日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、平成26年3月期については、未確定のため記載しておりません。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価です。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、幹事引受会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を受領する権利を付与された有価証券の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行及び売却、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使又は当社による本新株予約権付社債の取得に伴う当社普通株式の発行又は交付、引受契約の締結日時点で既に発行されている新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行又は交付、当社のストックオプション制度に基づく当社及び当社グループの取締役、監査役又

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

は従業員向けの当社普通株式に交換されるストックオプション又は新株予約権の発行、単元未満株主の売渡請求による自己株式の売渡し、株式分割、所在不明株主が保有する当社普通株式の売却、アシックス商事株式会社との株式交換に基づく同社の株主に対する当社普通株式の発行又は交付、その他日本法上の要請による場合を除く。)を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。